

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単位	料金額	備考
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)
		ウ 1 芯 式 の もの	(7) 保守の 区別がタイプ1-1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金
				1回線ごとに
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額
				1回線ごとに
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	第6欄ア(7)①C欄に規定する料金額
				1回線ごとに
			(イ) 保守の 区別がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金
				1回線ごとに
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	第6欄ア(7)②A欄に規定する料金額
				1回線ごとに
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	第6欄ア(7)②B欄に規定する料金額
				1回線ごとに
				第6欄ア(7)②C欄に規定する料金額

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単位	料金額	備考
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)
		ウ 1 芯 式 の もの	(7) 保守の 区別がタイプ1-1のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金
				1回線ごとに
				第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額
				1回線ごとに
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額
				1回線ごとに
			(イ) 保守の 区別がタイプ1-2のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金
				1回線ごとに
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	第6欄ア(7)②A欄に規定する料金額
				1回線ごとに
				第6欄ア(7)②B欄に規定する料金額
				1回線ごとに
				第6欄ア(7)②C欄に規定する料金額

			(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ③A欄に規定する料金額		
				② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ③B欄に規定する料金額		
				③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ③C欄に規定する料金額		
		エ 2芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,108円		
				② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,062円		
				③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,108円		
				② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,062円		
				③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
			(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,291円		
				② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,244円		
				③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
(4)～(4)-2(略)	(略)				(略)	(略)	(略)	
(5) 端末回線伝送機能(第	ア (略)	(略)				(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに			5,858円		

			(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ③A欄に規定する料金額			
				② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ③B欄に規定する料金額			
		エ 2芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,370円			
				② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)			
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,370円			
				② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)			
			(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,562円			
				② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)			
			(4) ~ (4)-2 (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
			(5) 端末回線伝送機能 (第	ア (略)	(略)	(略)			(略)
		イ 端末回線により伝送を行う機能		(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	6,292円			

5条 (標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	(1.536 Mbit/sの符号伝送が可能なものに限りします。)	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	5,858円	
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものにより1芯にて伝送を行う機能)	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金 B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金 C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 3,054円 3,031円 (略)
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金 B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金 C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 3,054円 3,031円 (略)

5条 (標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	(1.536 Mbit/sの符号伝送が可能なものに限りします。)	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	6,292円	
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものにより1芯にて伝送を行う機能)	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金 B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 3,185円 (略)
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金 B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 3,185円 (略)

			③ ① ② 以外のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,146円	
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,122円	
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
		(イ) 光回線設備 接続モジュールにおいてフ ィルタを利用 しない場合	① 保 守の 区別 がタ イプ 1- 1の もの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,054円	
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,031円	
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			② 保 守の 区別 がタ イプ 1- 2の もの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,054円	
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,031円	
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	

			③ ① ② 以外のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,281円	
				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
		(イ) 光回線設備 接続モジュールにおいてフ ィルタを利用 しない場合	① 保 守の 区別 がタ イプ 1- 1の もの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,185円	
				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			② 保 守の 区別 がタ イプ 1- 2の もの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,185円	
				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	

			③ ① ② 以外のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,146円	
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,122円	
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
イ 光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限り、す。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,847円	—		
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,847円			
			③ ① ② 以外のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,281円	
				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
イ 光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限り、す。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,947円	—		
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,947円			
		② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,770円			

		(ウ) (7)(イ) 以外 のもの	① 平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,929円	
			② 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,892円	
			③ 平成28年4月 1日以降に適用 する料金	1回線 ごとに	2,857円	
(7)(略)			(略)	(略)	(略)	(略)
(8) 端 末回線 伝送機能(第 5条 (標準 的な接 続箇所)第 1項の 表中第 5-2 欄で接 続する 場合)	端末回線を収容する伝送装置(端 末回線を終端するための装置に限り ます。)及び端末回線により伝 送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能 なもの	1回線 ごとに	5,359円		———
		6Mbit/sの符号伝送が可能 なもの	1回線 ごとに	6,799円		
		9Mbit/sの符号伝送が可能 なもの	1回線 ごとに	7,339円		
		12Mbit/sの符号伝送が可能 なもの	1回線 ごとに	7,879円		
		15Mbit/sの符号伝送が可能 なもの	1回線 ごとに	8,419円		
		18Mbit/sの符号伝送が可能 なもの	1回線 ごとに	8,959円		
		21Mbit/sの符号伝送が可能 なもの	1回線 ごとに	9,499円		
		24Mbit/sの符号伝送が可能 なもの	1回線 ごとに	10,039円		
		27Mbit/sの符号伝送が可能 なもの	1回線 ごとに	10,579円		
		30Mbit/sの符号伝送が可能 なもの	1回線 ごとに	11,164円		
		33Mbit/sの符号伝送が可能 なもの	1回線 ごとに	11,704円		
		36Mbit/sの符号伝送が可能 なもの	1回線 ごとに	12,244円		
		39Mbit/sの符号伝送が可能 なもの	1回線 ごとに	12,784円		
		42Mbit/sの符号伝送が可能 なもの	1回線 ごとに	13,324円		

		(ウ) (7)(イ) 以外 のもの	① 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	3,031円	
			② 平成28年4月 1日以降に適用 する料金	1回線 ごとに	2,850円	
(7)(略)			(略)	(略)	(略)	(略)
(8) 端 末回線 伝送機能(第 5条 (標準 的な接 続箇所)第 1項の 表中第 5-2 欄で接 続する 場合)	端末回線を収容する伝送装置(端 末回線を終端するための装置に限り ます。)及び端末回線により伝 送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能 なもの	1回線 ごとに	6,153円		———
		6Mbit/sの符号伝送が可能 なもの	1回線 ごとに	7,951円		
		9Mbit/sの符号伝送が可能 なもの	1回線 ごとに	8,647円		
		12Mbit/sの符号伝送が可能 なもの	1回線 ごとに	9,285円		
		15Mbit/sの符号伝送が可能 なもの	1回線 ごとに	9,923円		
		18Mbit/sの符号伝送が可能 なもの	1回線 ごとに	10,619円		
		21Mbit/sの符号伝送が可能 なもの	1回線 ごとに	11,257円		
		24Mbit/sの符号伝送が可能 なもの	1回線 ごとに	11,895円		
		27Mbit/sの符号伝送が可能 なもの	1回線 ごとに	12,591円		
		30Mbit/sの符号伝送が可能 なもの	1回線 ごとに	13,229円		
		33Mbit/sの符号伝送が可能 なもの	1回線 ごとに	13,925円		
		36Mbit/sの符号伝送が可能 なもの	1回線 ごとに	14,563円		
		39Mbit/sの符号伝送が可能 なもの	1回線 ごとに	15,201円		
		42Mbit/sの符号伝送が可能 なもの	1回線 ごとに	15,897円		

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分				単 位	料金額	備 考
端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	光信号主端末回線 (光局外スプリッタを含むものに限りま す。)により1芯に て伝送を行う機能	ア 保守 の区 別が タイ プ1 -1 の も の	(7) 平成26 年4月1日 から平成27 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2,349円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用し ます。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)①欄 に規定する料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)①欄 に規定する料金額 に、964円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる964円のうち、938 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
			(イ) 平成27 年4月1日 から平成28 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)②欄 に規定する料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)②欄 に規定する料金額 に、518円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる518円のうち、504 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
			(ウ) 平成28 年4月1日 以降に適用 する料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)③欄 に規定する料金額 に、511円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる511円のうち、498 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)③欄 に規定する料金額 に、511円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる511円のうち、498 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)③欄 に規定する料金額 に、511円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる511円のうち、498 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)③欄 に規定する料金額 に、511円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる511円のうち、498 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分				単 位	料金額	備 考
端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	光信号主端末回線 (光局外スプリッタを含むものに限りま す。)により1芯に て伝送を行う機能	ア 保守 の区 別が タイ プ1 -1 の も の	(7) 平成27 年4月1日 から平成28 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2,375円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用し ます。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)①欄 に規定する料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)①欄 に規定する料金額 に、518円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる518円のうち、504 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
			(イ) 平成28 年4月1日 から平成29 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)②欄 に規定する料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)②欄 に規定する料金額 に、511円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる511円のうち、498 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
			(ウ) 平成29 年4月1日 以降に適用 する料金	1回線 ごとに	平成29年4月1 日以降に適用す る2-1-1-1 第6欄イ(7)欄 に規定する料金額 に、585円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる585円のうち、572 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
				1回線 ごとに	平成29年4月1 日以降に適用す る2-1-1-1 第6欄イ(7)欄 に規定する料金額 に、585円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる585円のうち、572 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
				1回線 ごとに	平成29年4月1 日以降に適用す る2-1-1-1 第6欄イ(7)欄 に規定する料金額 に、585円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる585円のうち、572 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
				1回線 ごとに	平成29年4月1 日以降に適用す る2-1-1-1 第6欄イ(7)欄 に規定する料金額 に、585円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる585円のうち、572 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。

		イ 保守 の区 別が タイ プ１ ー２ の もの	(7) 平成26 年4月1日 から平成27 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2,349円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用し ます。
				1回線 ごとに	2－1－1－1 第6欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
				1回線 ごとに	2－1－1－1 第6欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額に、964円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる964円のうち、938 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
				1回線 ごとに	2－1－1－1 第6欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
			(イ) 平成27 年4月1日 から平成28 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2－1－1－1 第6欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額に、518円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる518円のうち、504 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
				1回線 ごとに	2－1－1－1 第6欄イ(イ)③欄 に規定する料金 額に、511円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる511円のうち、498 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
		ウ アイ 以外	(7) 平成26 年4月1日 から平成27	1回線 ごとに	2,416円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用し ます。
		イ 保守 の区 別が タイ プ１ ー２ の もの	(7) 平成27 年4月1日 から平成28 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2,375円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用し ます。
				1回線 ごとに	2－1－1－1 第6欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
				1回線 ごとに	2－1－1－1 第6欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額に、518円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる518円のうち、504 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
				1回線 ごとに	2－1－1－1 第6欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
			(イ) 平成28 年4月1日 から平成29 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2－1－1－1 第6欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額に、511円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる511円のうち、498 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
				1回線 ごとに	平成29年4月1 日以降に適用す る2－1－1－ 1第6欄イ(イ)欄 に規定する料金 額に、585円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる585円のうち、572 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
		ウ アイ 以外	(7) 平成27 年4月1日 から平成28	1回線 ごとに	2,443円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用し ます。

		のもの	年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、993円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる993円のうち、966円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、533円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる533円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		のもの	年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、533円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる533円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成29年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、602円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる602円のうち、588円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				1回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、602円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる602円のうち、588円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2 加算料

区 分				単 位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料				(略)	(略)	(略)
イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額		—
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額		
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	(イ)③欄に規定する料金額		
	(イ) 2-1-1-1 第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	152 円		
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	161 円		
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	(略)		
	ウ 2 芯式のもの	(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	304 円		
		(イ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	322 円		
		(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	(略)		
(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	303 円	—
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	303 円	
			③ ①②以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	312 円	

2-1-1-2 加算料

区 分				単 位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料				(略)	(略)	(略)
イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額		—
		② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額		
	(イ) 2-1-1-1 第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	168 円		
		② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	(略)		
	ウ 2 芯式のもの	(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	336 円		
		(イ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	(略)		
(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	312 円	—
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	312 円	
			③ ①②以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	321 円	

		(イ) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ１－１のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	306 円	
				B 保守の区別がタイプ１－２のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	306 円	
				C AB 以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	315 円	
			② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ１－１のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	302 円	
				B 保守の区別がタイプ１－２のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	302 円	
				C AB 以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	311 円	
	イ 光信号主端回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ１－１のもの		① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端回線ごとに	2,847円	—
				② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端回線ごとに	2,812円	
				③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端回線ごとに	2,777円	
		(イ) 保守の区別がタイプ１－２のもの		① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端回線ごとに	2,847円	
				② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端回線ごとに	2,812円	
		(イ) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ１－１のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	316 円	
				B 保守の区別がタイプ１－２のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	316 円	
				C AB 以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	325 円	
			② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ１－１のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	312 円	
				B 保守の区別がタイプ１－２のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	312 円	
				C AB 以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	321 円	
	イ 光信号主端回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ１－１のもの		① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端回線ごとに	2,947 円	—
				② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端回線ごとに	2,770 円	
		(イ) 保守の区別がタイプ１－２のもの		① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端回線ごとに	2,947 円	

			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,777円	
		(ウ) (7) (イ)以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,929円	
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,892円	
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,857円	

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区 分				単 位	料金額	備考
2-1-1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,349円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,770円	
		(ウ) (7) (イ)以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,031円	
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,850円	

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区 分				単 位	料金額	備考
2-1-1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,375円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 平成28年4月1日から平成29年3月31日	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

			まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,349円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(4)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(4)①欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(4) 平成27年4月1日から平成28年3月31日	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(4)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(4)①欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成29年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,375円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(4)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(4)①欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(4) 平成28年4月1日から平成29年3月31日	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(4)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

			まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)③欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		ウ アイ以外のもの	(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,416円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、993円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる993円のうち、966円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成29年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-2 第2欄イ(イ)②第2欄イ(イ)③欄に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		ウ アイ以外のもの	(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,443円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、533円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる533円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 平成28年4月1日から平成29年3月31日	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

			まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2－1－1－2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、533円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる533円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2－1－1－2 第2欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

別表 4 違約金
第 1 ～ 5 (略)
第 6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区 分		違約金の額
接続申込者が、第 34 条の 13 (複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い) 第 4 項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から 1 年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日 (以下、この表において「終了日」といいます。) から、接続を開始して 1 年が経過する日までの期間に対応する、料金表第 1 表 (接続料金) 第 1 (網使用料) 2 (料金額) 2－1－1－1 第 6 欄イ欄又は 2－1－1－2 第 2 欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2－1－1－1 第 6 欄イ欄又は 2－1－1－2 第 2 欄イ欄から 2－1－1－1 の 2 又は 2－1－1－2 の 2 を減じた額 (以下、この表において「低減額」といいます。) 及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息 (年 1.32% の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。) を加算した額
	(2) ～ (3) (略)	(略)

			まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2－1－1－2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成29年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2－1－1－2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、602円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる602円のうち、588円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

別表 4 違約金
第 1 ～ 5 (略)
第 6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区 分		違約金の額
接続申込者が、第 34 条の 13 (複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い) 第 4 項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から 1 年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日 (以下、この表において「終了日」といいます。) から、接続を開始して 1 年が経過する日までの期間に対応する、料金表第 1 表 (接続料金) 第 1 (網使用料) 2 (料金額) 2－1－1－1 第 6 欄イ欄又は 2－1－1－2 第 2 欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2－1－1－1 第 6 欄イ欄又は 2－1－1－2 第 2 欄イ欄から 2－1－1－1 の 2 又は 2－1－1－2 の 2 を減じた額 (以下、この表において「低減額」といいます。) 及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息 (年 1.17% の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。) を加算した額
	(2) ～ (3) (略)	(略)

附 則（平成 26 年 4 月 9 日西設相制第 116 号）
1 ～ 5 （略）
（経過措置）
6 （略）

（1）（略）

（2）端末回線伝送機能
ア 基本料

区 分				単 位	料金額	備 考
端末回線 伝送機能 （第 5 条 （標準的 な接続箇 所）第 1 項の表中 第 1 ～ 3 欄で接続 する 場 合）	光 信号主 端末回線 （光局外 スプリッ タを含む ものであ って、分 岐できる 光信号分 岐端末回 線の数 が 4 を限 度とする ものに 限りま す。） により 1 芯にて伝 送を行う 機能	(7) (イ) 以外 の場 合	① 保守 の区 別が タイ プ 1 ー 1 の もの	A 平成26年 4 月 1 日から平成 27年 3 月31日 まで適用する 料金	1 回線ご とに	2,849 円
				B 平成27年 4 月 1 日から平成 28年 3 月31日 まで適用する 料金	1 回線ご とに	2,814 円
				C 平成28年 4 月 1 日以降に適 用する料金	1 回線ご とに	2,779 円
			② 保守 の区 別が タイ プ 1 ー 2 の もの	A 平成26年 4 月 1 日から平成 27年 3 月31日 まで適用する 料金	1 回線ご とに	2,849 円
				B 平成27年 4 月 1 日から平成 28年 3 月31日 まで適用する 料金	1 回線ご とに	2,814 円
				C 平成28年 4 月 1 日以降に適 用する料金	1 回線ご とに	2,779 円
			③ ①② 以外 の もの	A 平成26年 4 月 1 日から平成 27年 3 月31日 まで適用する 料金	1 回線ご とに	2,931 円
				B 平成27年 4 月	1 回線ご	2,894 円

附 則（平成 26 年 4 月 9 日西設相制第 116 号）
1 ～ 5 （略）
（経過措置）
6 （略）

（1）（略）

（2）端末回線伝送機能
ア 基本料

区 分				単 位	料金額	備 考
端末回線 伝送機能 （第 5 条 （標準的 な接続箇 所）第 1 項の表中 第 1 ～ 3 欄で接続 する 場 合）	光 信号主 端末回線 （光局外 スプリッ タを含む ものであ って、分 岐できる 光信号分 岐端末回 線の数 が 4 を限 度とする ものに 限りま す。） により 1 芯にて伝 送を行う 機能	(7) (イ) 以外 の場 合	① 保守 の区 別が タイ プ 1 ー 1 の もの	A 平成27年 4 月 1 日から平成 28年 3 月31日 まで適用する 料金	1 回線ご とに	2,958 円
				B 平成28年 4 月 1 日以降に適 用する料金	1 回線ご とに	2,781 円
			② 保守 の区 別が タイ プ 1 ー 2 の もの	A 平成27年 4 月 1 日から平成 28年 3 月31日 まで適用する 料金	1 回線ご とに	2,958 円
				B 平成28年 4 月 1 日以降に適 用する料金	1 回線ご とに	2,781 円
			③ ①② 以外 の もの	A 平成27年 4 月 1 日から平成 28年 3 月31日 まで適用する 料金	1 回線ご とに	3,042 円

				1日から平成28年3月31日まで適用する料金	とに		
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	2,859 円	
	(イ) 複数年段階料金を適用する場合	① 保守の区別がタイプ1のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	2,350円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
				1 回線ごとに	第2 欄ア(7)①A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
				1 回線ごとに	第2 欄ア(7)①A欄に規定する料金額に、958 円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	第2 欄ア(7)①B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
				1 回線ごとに	第2 欄ア(7)①B欄に規定する料金額に、517 円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	第2 欄ア(7)①C欄に規定する料金額に、512 円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			B 平成28年4月 1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,861円		
	(イ) 複数年段階料金を適用する場合	① 保守の区別がタイプ1のもの	A 平成27年4月 1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,384円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
				1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
				1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			B 平成28年4月 1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)①B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
				1回線ごとに	第2欄ア(7)①B欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			C 平成29年4月 1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する第2欄ア(7)①欄に規定する料金額に、588円を加算	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、574円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

② 保守 の区 別が タイ プ 1 ー 2 の 物	A <u>平成26年 4月 1日から平成 27年 3月31日 まで適用する 料金</u>	1 回線ご とに	<u>2,350円</u>	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。	
		1 回線ご とに	第 2 欄ア (7)②A欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年 以上 2 年未満の場合に 適用します。	
		1 回線ご とに	第 2 欄ア (7)②A欄 に規定す る料金額 に、958 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2年 以上 3 年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 958円のうち、932円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。	
		B <u>平成27年 4月 1日から平成 28年 3月31日 まで適用する 料金</u>	1 回線ご とに	第 2 欄ア (7)②B欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年 以上 2 年未満の場合に 適用します。
			1 回線ご とに	第 2 欄ア (7)②B欄 に規定す る料金額 に、517 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2年 以上 3 年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 517円のうち、503円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
		C <u>平成28年 4月 1日以降に適 用する料金</u>	1 回線ご とに	第 2 欄ア (7)②C欄 に規定す る料金額 に、512 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2年 以上 3 年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 512円のうち、499円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
	③ ①② 以外	A <u>平成26年 4月 1日から平成 27年 3月31日</u>	1 回線ご とに	<u>2,418円</u>	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。

						した料金 額	
② 保 守 の 区 別 が タイ プ 1 ー 2 の も の	A 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1 回線ご とに	2,384円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。			
		1 回線ご とに	第2欄ア (7)②A欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。			
		1 回線ご とに	第2欄ア (7)②A欄 に規定す る料金額 に、517 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 517円のうち、503円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。			
	B 平成28年4月 1日から平成 29年3月31日 まで適用する 料金	1 回線ご とに	第2欄ア (7)②B欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。			
		1 回線ご とに	第2欄ア (7)②B欄 に規定す る料金額 に、512 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 512円のうち、499円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。			
	C 平成29年4月 1日以降に適 用する料金	1 回線ご とに	平成29年 4月1日 以降に適 用する第 2欄ア (7)②欄 に規定す る料金額 に、588 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 588円のうち、574円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。			
③ ①② 以外	A 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日	1 回線ご とに	2,452円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。			

			の もの	まで適用する 料金	1 回線ご とに	第 2 欄ア (7)③A欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1 年 以上 2 年未満の場合に 適用します
					1 回線ご とに	第 2 欄ア (7)③A欄 に規定す る料金額 に、986 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2 年 以上 3 年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 986円のうち、959円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
				B 平成27年 4 月 1 日から平成 28年 3 月31日 まで適用する 料金	1 回線ご とに	第 2 欄ア (7)③B欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1 年 以上 2 年未満の場合に 適用します。
					1 回線ご とに	第 2 欄ア (7)③B欄 に規定す る料金額 に、531 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2 年 以上 3 年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 531円のうち、517円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
				C 平成28年 4 月 1 日以降に適 用する料金	1 回線ご とに	第 2 欄ア (7)③C欄 に規定す る料金額 に、527円 を加算し た料金額	接続開始日から、2 年 以上 3 年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 527円のうち、513円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
					1 回線ご とに	第 2 欄ア (7)③C欄 に規定す る料金額 に、527円 を加算し た料金額	接続開始日から、2 年 以上 3 年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 527円のうち、513円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。

			の もの	まで適用する 料金	1 回線ご とに	第 2 欄ア (7)③A欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1 年 以上 2 年未満の場合に 適用します
					1 回線ご とに	第 2 欄ア (7)③A欄 に規定す る料金額 に、531 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2 年 以上 3 年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 531円のうち、517円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
				B 平成28年 4 月 1 日から平成 29年 3 月31日 まで適用する 料金	1 回線ご とに	第 2 欄ア (7)③B欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1 年 以上 2 年未満の場合に 適用します。
					1 回線ご とに	第 2 欄ア (7)③B欄 に規定す る料金額 に、527 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2 年 以上 3 年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 527円のうち、513円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
				C 平成29年 4 月 1 日以降に適 用する料金	1 回線ご とに	平成29年 4 月 1 日 以降に適 用する第 2 欄ア(7) ③欄に規 定する料 金額に、 604円を加 算した料 金額	接続開始日から、2 年 以上 3 年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 604円のうち、590円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
					1 回線ご とに	平成29年 4 月 1 日 以降に適 用する第 2 欄ア(7) ③欄に規 定する料 金額に、 604円を加 算した料 金額	接続開始日から、2 年 以上 3 年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 604円のうち、590円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。

イ 加算料

					月額		
区 分					単 位	料金額	備 考
(7) 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせる利用するものに限り、加算料	① ②以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,849 円	
				平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,814 円	
				平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,779 円	
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,849 円	
				平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,814 円	
				平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,779 円	
			C AB以外のもの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,931 円	
				平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,894 円	
				平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,859 円	
		② 複数段階料金を適用する	A 保守の区別がタイプ1-1	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,350 円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
					1光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

イ 加算料

					月額		
区 分					単 位	料金額	備 考
(7) 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせる利用するものに限り、加算料	① ②以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,958 円	
				平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,781 円	
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,958 円	
				平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,781 円	
			C AB以外のもの	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	3,042 円	
				平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,861 円	
		② 複数段階料金を適用する	A 保守の区別がタイプ1-1	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,384 円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
					1光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

		場合	のもの			31日まで適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額	
					1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

		場合 の もの			31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額	
				1 光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額 に、517 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 517円のうち、503円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
			平成28年4月1 日から平成29年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	平成28年 4月1日 から平成 29年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
				1 光信号 主端末回 線ごとに	平成28年 4月1日 から平成 29年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額 に、512 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 512円のうち、499円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。

				平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成28年4月1日以降に適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			B 保守の 区別が タイプ1 ー2の もの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,350円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
					1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				平成29年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			B 保守の 区別が タイプ1 ー2の もの	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,384円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
					1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

					適用する 第2欄イ (7)①B欄 に規定する 料金額	
				1 光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①B欄 に規定する 料金額に、517 円を加算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 517円のうち、503円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
			平成28年4月1 日以降に適用す る料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	平成28年 4月1日 以降に適用する第 2欄イ (7)①B欄 に規定する料金額 に、512 円を加算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 512円のうち、499円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
		C AB以 外の もの	平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2,418円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用します。
				1 光信号 主端末回 線ごとに	平成26年 4月1日 から平成 27年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①C欄 に規定する料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します

					適用する 第2欄イ (7)①B欄 に規定する 料金額	
				1 光信号 主端末回 線ごとに	平成28年 4月1日 から平成 29年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①B欄 に規定する料金額 に、512 円を加算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 512円のうち、499円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
			平成29年4月1 日以降に適用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	平成29年 4月1日 以降に適用する第 2欄イ (7)①B欄 に規定する料金額 に、588 円を加算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 588円のうち、572円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
		C AB以 外の もの	平成27年4月1 日から平成28年 3月31日まで適用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2,452円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用します。
				1 光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①C欄 に規定する料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します

					1 光信号 主端末回 線ごとに	平成26年 4月1日 から平成 27年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①C欄 に規定す る料金額 に、986 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 986円のうち、959円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
				平成27年4月1 日から平成28年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①C欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
					1 光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①C欄 に規定す る料金額 に、531 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 531円のうち、517円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
				平成28年4月1 日以降に適用す る料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	平成28年 4月1日 以降に適 用する第 2欄イ (7)①C欄	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 527円のうち、513円に

					1 光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①C欄 に規定す る料金額 に、531 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 531円のうち、517円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
				平成28年4月1 日から平成29年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	平成28年 4月1日 から平成 29年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①C欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
					1 光信号 主端末回 線ごとに	平成28年 4月1日 から平成 29年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①C欄 に規定す る料金額 に、527 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 527円のうち、513円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
				平成29年4月1 日以降に適用す る料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	平成29年 4月1日 以降に適 用する第 2欄イ (7)①C欄	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 604円のうち、590円に

					に規定する料金額に、 <u>527円</u> を加算した料金額	のみ消費税相当額を加算するものとします。
(イ) 附則第4項(1) 網使用料イ(7)② 欄に規定する機能に係る加算料	固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	<u>7,836円</u>		
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	<u>7,836円</u>		

					に規定する料金額に、 <u>604円</u> を加算した料金額	のみ消費税相当額を加算するものとします。
(イ) 附則第4項(1) 網使用料イ(7)② 欄に規定する機能に係る加算料	固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	<u>10,760円</u>		
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	<u>10,760円</u>		

附 則（平成27年4月10日西設相制第12号）

この改正規定は、平成27年4月10日から実施し、平成27年4月1日に遡及して適用します。